

## 消費動向調査における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、内閣府は、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日改定を閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された消費動向調査に係る統計調査関連業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### I 消費動向調査の概要

消費者の意識、物価の見通し、サービス等の支出予定、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

なお、平成 25 年度以降の郵送調査については現時点での予定である。

#### 1 調査対象及び調査客体

調査対象は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く世帯であり、調査客体は、内閣総理大臣が定める方法（市町村、調査単位区、世帯の層化 3 段抽出法）により選ばれた世帯である。

調査世帯は、15 か月継続して調査し、別の世帯に交替する。

#### 2 調査方法

調査の方法は、郵送調査法（1 か月目は調査員が「調査票」を調査世帯に配布し、2 か月目以降は「調査票」を調査世帯に郵送。世帯が自計記入し、郵送にて提出する）によるものとする。

#### 3 調査の規模

- 調査客体数：8,400 世帯（一般世帯 5,712 世帯、単身世帯 2,688 世帯）  
1 調査単位区当たり 25 世帯（一般世帯 17 世帯、単身世帯 8 世帯）
- 調査の範囲：全国 229 市町村（336 単位区）  
都道府県別の調査世帯数、調査市町村等は、「消費動向調査の都道府県別調査世帯数（資料 1 - 1、1 - 2）」及び「調査市町村一覧（資料 2 - 1、2 - 2）」参照

#### 4 調査時期及び調査時点

毎月 1 回、15 日を調査基準日として、概ね 10 日から 20 日までの期間に行う。

#### 5 調査事項

- （1） 消費者の意識（毎月）
- （2） 物価の見通し（毎月）
- （3） 自己啓発、趣味、レジャー、サービス等の支出予定（6、9、12、3月のみ）

(4) 主要耐久消費財等の保有・買替え状況（3月のみ）

(5) 世帯の状況（毎月）

## Ⅱ 消費動向調査に係る請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

### 1 消費動向調査に係る請負業務の内容

#### (1) 業務期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

#### (2) 内閣府からの貸与物件

本調査における内閣府からの貸与物件は以下①～⑦のとおりである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず内閣府に返却すること。

なお、以下の②、③及び⑦以外は入札説明会で見本を提示する。

- ① 調査関係用品印刷原稿
- ② 消費動向調査調査単位区世帯名簿（既作成分）
- ③ 消費動向調査調査単位区単身世帯名簿（既作成分）
- ④ 報告書（平成 24 年度分）
- ⑤ 個票データ作成フォーム
- ⑥ 集計様式
- ⑦ 平成 24 年度個票入力 CD-R（前年同月同一サンプル集計用）

#### (3) 業務の引継

民間事業者は、内閣府より、契約後直ちに業務内容を明らかにした書類等により、十分な業務の引継ぎ等を受けることとする。また、本業務の終了にともない、民間事業者が変更となる場合には、内閣府はⅧ－1 の報告等をもとに次期事業者へ引継を行うものとするが、必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めるものとする。

#### (4) 業務内容

本業務は以下の通りであるが、民間事業者は定期的に内閣府と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。（本調査は従来の訪問留置法から平成 25 年度以降郵送調査法に移行するが、入札の際は、業務実施の具体的な方法について、民間事業者の創意工夫による提案を、企画書（後述）に記載する。）また、統計精度の維持・向上等の観点から、前年度の実施結果を踏まえ、実施計画（具体的な実施方法、実施スケジュール等）を毎年度当初に作成し、内閣府の承認を得た上で実施すること。

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の 8 工程とする。（別紙 A－1 参照）

#### 【実査準備】

- ・ 調査員の確保・指導
- ・ 調査関係用品の印刷
- ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定

#### 【実査】

- ・ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送

- ・ 調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送
- ・ 照会対応

**【審査】**

- ・ 調査票の審査、修正

**【集計】**

- ・ 集計

**【実査準備】**

① 調査員の確保・指導（年度当初及び随時（欠員が生じた場合））

ア 民間事業者は、本調査の事務に従事する調査員を採用する。（調査員数は資料1-1、資料1-2参照。）

イ 採用した調査員に対して、「内閣府消費動向調査員証(写真付・政府統計ロゴ入)」を交付する。

ウ 民間事業者は、年度当初及び調査員の補充を行った際は随時、調査員説明会を開催し、調査員に調査開始前に必ず出席するよう義務付け、「調査要領」等により、調査の概要や調査票の内容、調査のスケジュールや回数等の基本的事項及び守秘義務について十分な調査員指導を行う。

特に、不適当な調査を行うことがないよう、その種の行為があった場合の処分や民間事業者による調査世帯への直接聞き取りがされていることを伝えるなど、強く指導を行う。

エ 調査員に欠員が生じた場合、民間事業者は速やかに後任者の採用を行う。

オ 民間事業者は調査世帯から寄せられた意見・要望等の報告、また、調査員からの調査に携わっての意見・提案を聴取することとし、それを調査員全員に随時伝達する。

② 調査関係用品の印刷

調査関係用品は、民間事業者が印刷する。原稿は、内閣府が提供することとするが、体裁や補完的内容の追加などは必要に応じて民間事業者が創意工夫し作成する（調査票を除く）。なお、調査票等、内閣府が指定する用品には政府統計の統一ロゴを使用する。

ア 以下の用品は、調査員を経由して、又は民間事業者が直接、調査世帯に配布・郵送するもの。

- ・ 調査票（政府統計ロゴ入）
- ・ 消費動向調査の委託事業者変更について
- ・ 委託事業者変更通知用封筒
- ・ 消費動向調査についてのお願い（名簿作成時用）
- ・ 消費動向調査ご協力のお願い（調査依頼時用・内閣府の依頼状）
- ・ 消費動向調査ご協力のお願い（調査依頼時用・民間事業者の依頼状）
- ・ 民間事業者あいさつ状（毎月、調査票郵送時に同封）
- ・ 調査のしおり
- ・ 調査票の記入の仕方
- ・ くらしのしおり
- ・ 消費動向調査についてのお礼
- ・ 依頼状封筒
- ・ 礼状用封筒

- ・ 訪問用封筒
- ・ 訪問票（政府統計ロゴ入）
- ・ 督促ハガキ
- ・ 調査票等郵送用封筒（政府統計ロゴ入）
- ・ 調査票返信用封筒（政府統計ロゴ入）

(注) 「調査票」、「消費動向調査についてのお願い」、「消費動向調査ご協力のおお願い」、「民間事業者あいさつ状」、「調査のしおり」、「調査票の記入の仕方」、「調査票等郵送用封筒」及び「返信用封筒」は、平成 28 年 4 月調査の新年度版も印刷する。この原稿は別途内閣府が提供する。

イ 以下の用品は、調査員に配布するもの。

- ・ 消費動向調査調査単位区世帯名簿（様式 1）
- ・ 消費動向調査調査単位区単身世帯名簿（様式 2）
- ・ 調査要領
- ・ 内閣府消費動向調査員証（写真付・政府統計ロゴ入）

### ③ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定（毎月）

調査単位区内の全世帯を訪問し、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」を作成する。単身世帯については、住民基本台帳等から「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」を作成する。また、これらの世帯名簿から調査世帯を選定する。

世帯名簿の作成及び調査世帯の選定は、平成 25 年 7 月から 28 年 6 月の調査世帯交替分までを作業範囲とし、平成 25 年 4 月から 28 年 3 月まで毎月作業を行う（資料 3 参照）。

ア 調査世帯の交替月及び調査期間

調査世帯の交替月及び調査期間は、「調査世帯交替図」（資料 4-1、4-2）のとおり、グループ単位記号ごとに定める。調査世帯は、属する調査単位区毎に「調査市町村一覧」（資料 2-1、2-2）にあるグループ単位記号に基づき毎月 15 分の 1 ずつ交替する。

イ 現行調査の調査世帯の引継ぎ

平成 24 年度中に調査対象として選定した世帯（25 年 5 月及び 6 月から調査を開始する世帯を含む。）は、交替期に至るまでは平成 25 年度も引き続き調査を実施する。

### 【実査】

#### ④ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送（毎月）

ア 調査の依頼及び調査票の配布【新規調査世帯】

調査員は、調査月の 10 日頃までに、新たに選定した世帯に対し「消費動向調査についてのお願い」、「消費動向調査ご協力のおお願い」及び「調査のしおり」を配布し、調査の依頼を行う。

調査の依頼の際には、調査の趣旨、選定された経緯、調査期間等について十分説明する。調査の受諾が得られれば、「調査票」、「調査票の記入の仕方」及び「返信用封筒」を配布し、6、9、12、3 月にはそれに加え「くらしのしおり」を配布する。

調査拒否等調査不能があった場合は、選定時と同様の手順でサンプル抽出を行った世帯に調査の協力を依頼し、本要項Ⅱ－４－（２）に示す回収率が得られるよう努める。協力受諾世帯については、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」作成時に世帯主氏名、世帯区分に不備があった場合は当該部分を聞き取るとともに、世帯主の性別・年齢、世帯の就業者数などについて可能な範囲で確認し、備考欄に記入する。

また、一般世帯、単身世帯とも調査票記載事項の確認等に必要となるので、調査世帯については電話番号を聴取し、電話連絡が可能となるよう依頼する。

なお、平成 25 年 4 月調査の新規調査世帯（資料 4－1 参照 C3 グループ）についての調査の依頼及び調査票の配布は、25 年 3 月下旬までに済んでいるので、25 年 4 月調査の A, E グループ（資料 4－2 参照 計 1,320 世帯）への依頼及び調査票の配布から始め、28 年 4 月調査の依頼及び調査票の配布を、28 年 3 月下旬に行うことで終わる。

調査の依頼については、Ⅱ－４の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（１）業務の適正かつ確実な履行、及び（２）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

#### イ 調査票の配布・郵送【継続調査世帯】

民間事業者は、継続して調査を行う世帯については、調査月の上旬に「調査票」及び「返信用封筒」を郵送し、6、9、12、3 月調査の調査票郵送時にはそれに加え「くらしのしおり」を同封する。

なお、平成 25 年 4 月の「調査票」等は 25 年 3 月に配布・郵送済みであることから、「調査票」等の郵送は 25 年 5 月上旬に 25 年 5 月分の「調査票」等を郵送することから始め、28 年 3 月下旬に 28 年 4 月分の「調査票」等を郵送することで終わる。

#### ウ 「消費動向調査の委託事業者変更について」の郵送

平成 24 年度中に調査対象として選定した世帯（25 年 5 月及び 6 月から調査を開始する世帯を含む。）は、交替期に至るまでは平成 25 年度も引き続き調査することとなるので、継続して調査を行う世帯には、民間事業者が平成 25 年 4 月に入ってから速やかに「消費動向調査の委託事業者変更について」を郵送する。

#### ⑤ 調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送（毎月中旬頃）

調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送の業務内容は次のとおりであるが、Ⅱ－４の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（１）業務の適正かつ確実な履行、及び（２）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

ア 民間事業者は、「調査票」の郵送後、毎月中旬頃に、未回収の調査世帯に対して「督促ハガキ」を 1 回郵送する。

イ 民間事業者は、毎月 20 日頃までに「調査票」の回収（郵送）を行う（依頼状においては、「調査票」の投函締切を毎月 16 日頃とする）。

なお、Ⅱ－４－（２）で示した回収率を確保するため、調査世帯の転居、調査拒否などから、回収が見込まれない場合には、翌月調査までに、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」或いは「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」から選定時と同様

- の手順により、調査世帯がより減少した調査単位区で代替サンプルを補充する。
- ウ 当該世帯が調査終了世帯である（次月に世帯が交替する）場合は「消費動向調査についてのお礼」を、当該月に郵送する。
- エ 調査協力に対する謝礼品として、調査1回につき330円程度の金券等（消費税込みの購入金額であり、全期間15回協力した場合5,000円。品目、配布・郵送の頻度は創意工夫）を郵送する。

⑥ 照会対応（毎月）

- ア 民間事業者の本部に調査世帯からの照会事項に対応するフリーダイヤルを設ける。
- イ 照会対応については、Ⅱ-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

【審査】

⑦ 調査票の審査、修正（毎月）

民間事業者は、調査世帯から回収した「調査票」が適切に記入されているかどうか、内容審査を行い、記入漏れの箇所や誤って記入されていると判断される箇所がある場合は、調査世帯に電話等により確認し、記入内容の訂正を行う。

【集計】

⑧ 集計（毎月）

- ア 以下の集計事項について、集計区分別にクロス集計を行う。集計方法等については、「個票データ形式、各項目の算出方法及び表章形式について」（資料5）のとおりとす。

【集計事項】

- ・ 消費者の意識（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久財の買い時判断、資産価値）
- ・ 物価の見通し
- ・ サービス等の支出予定（四半期調査のみ）
- ・ 主要耐久消費財等の保有・買替え状況（3月調査のみ）
- ・ 消費者態度指数と消費者意識指標

【集計区分】

- ・ 世帯主の性別、年齢階級別
- ・ 世帯主の性別・年齢階級別（クロス集計）
- ・ 世帯区分別
- ・ 世帯の年間収入階級別
- ・ 年齢階級別（単身世帯のみ表章）
- ・ 世帯主の所得の種類別
- ・ 地域（ブロック）別
- ・ 都市規模階級別
- ・ 住宅の所有関係別
- ・ 世帯の年間収入階級別・世帯主の性別
- ・ 世帯主の年齢階級別・世帯の年間収入階級別
- ・ 世帯人員別

- ・ 世帯の就業者数別
- ・ 世帯の中の仕事を探している人数別
- ・ 都道府県別
- ・ 住宅の総床面積別（主要耐久消費財等の保有状況とのクロス表のみ）

イ 「調査票」のデータ入力（毎月 8,400 票）は、民間事業者において行う。

ウ 集計は、民間事業者において集計プログラムを作成の上コンピュータを用いて行い、集計結果は、電子媒体（EXCEL 及び CSV 形式）と印刷物の両方で提出する。

更に、前年同月の調査サンプルと同一サンプルで前年対比が比較可能となるところは、当該同一サンプルで当月と前年同月で集計を行うこととする。この集計は全体の集計表と同一項目の表章で行う。

なお、内閣府から集計表の様式の変更等があった場合は、民間事業者の負担において速やかに対応する。

エ 成果物の提出の前には、「調査票」のデータ入力及び集計作業のミスがないことを十分に確認し、成果物の提出の際その内容を報告する。

#### （５）納入物件と提出期限

本調査について以下①～⑥の物件を内閣府に納入する。納入物件の様式、形式等についてはあらかじめ内閣府の承認を得ること。

- ① 調査票 1 式
- ② 集計結果表（上記（４）⑧ウにおける同一サンプルでの集計結果を含む）  
各 1 部
- ③ 個票入力 CD-R（正・副） 1 式
- ④ 集計結果 CD-R（正・副） 1 式

なお、③には調査票を送付した全世帯の世帯属性情報を入力したファイルも含める。

上記成果物は、各調査の時期に応じ、次の期限までに内閣府に提出する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
4 月調査	平成 25 年 4 月 26 日	平成 26 年 4 月 28 日	平成 27 年 4 月 27 日
5 月調査	平成 25 年 5 月 27 日	平成 26 年 5 月 26 日	平成 27 年 5 月 26 日
6 月調査	平成 25 年 6 月 26 日	平成 26 年 6 月 26 日	平成 27 年 6 月 26 日
7 月調査	平成 25 年 7 月 26 日	平成 26 年 7 月 28 日	平成 27 年 7 月 27 日
8 月調査	平成 25 年 8 月 26 日	平成 26 年 8 月 26 日	平成 27 年 8 月 26 日
9 月調査	平成 25 年 9 月 26 日	平成 26 年 9 月 26 日	平成 27 年 9 月 28 日
10 月調査	平成 25 年 10 月 28 日	平成 26 年 10 月 27 日	平成 27 年 10 月 26 日
11 月調査	平成 25 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 26 日	平成 27 年 11 月 26 日
12 月調査	平成 25 年 12 月 26 日	平成 26 年 12 月 26 日	平成 27 年 12 月 28 日
1 月調査	平成 26 年 1 月 27 日	平成 27 年 1 月 26 日	平成 28 年 1 月 26 日
2 月調査	平成 26 年 2 月 26 日	平成 27 年 2 月 26 日	平成 28 年 2 月 26 日
3 月調査	平成 26 年 3 月 26 日	平成 27 年 3 月 26 日	平成 28 年 3 月 28 日

- ⑤ 消費動向調査調査単位区世帯名簿 1 部

## ⑥ 消費動向調査単位区単身世帯名簿 1部

「消費動向調査調査単位区世帯名簿」及び「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」は、各世帯交替月に応じて作成されるが、調査期間が終了した単位区については年度単位で管理を行い、平成 25 年度、26 年度については各年度末（3 月納品時）に原本を内閣府に提出する。

平成 27 年度については、同年度中の終了単位区名簿と実査継続中の単位区名簿を、平成 28 年 3 月 28 日までに原本を内閣府に提出する。

## 2 情報セキュリティの管理

民間事業者は、内閣府本府情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 民間事業者は、内閣府から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (2) 民間事業者は、内閣府本府情報セキュリティポリシーの履行が不十分とみなされるとき又は民間事業者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて内閣府の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (3) 民間事業者は、内閣府から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄すること。

なお、内閣府本府情報セキュリティポリシーは入札説明会において提示する。

## 3 請負業務に関する留意事項

- (1) 民間事業者は本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所等を用意する。
- (2) 民間事業者は本業務を実施する際、内閣府の受託事業である旨を調査世帯へ配布する「消費動向調査についてのお願ひ」などに明記する。
- (3) 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、内閣府との連絡・調整を行う担当者を設置し、速やかに内閣府と連絡・調整が取れる状態を保つとともに、内閣府との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。また、内閣府との緊急連絡体制を確保することとし、調査員とも、調査期間か否かにかかわらず、緊急連絡体制を確保することとする。
- (4) 統計精度の維持・向上等を図る観点から、業務内容を変更する場合がある。

## 4 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務の遂行に当たって、調査結果の正確性を確保するため、以下の対応を行うこととする。

### (1) 業務の適正かつ確実な履行

本調査において、一連の業務を通して各月の結果の正確性を確保するため、実施計画や、Ⅱ-1-(4)①調査員の確保・指導、⑤調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送、⑥照会対応、⑦調査票の審査、修正を中心に、Ⅱ-1-(4)で示した業務内容の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を、適正かつ確実に履行する。

### (2) 目標有効回収率

上記（1）を行った上で、調査結果の精度を確保するために、調査票の有効回収率（調査世帯として選定した世帯のうち、Ⅱ-1-(5)の各月の納品物にお



いて有効回答となった世帯の割合)は、各月で60%を達成することとする。

なお、各月の有効回収率が上記の目標を下回る見込みとなった場合は、直ちに内閣府と協議の上、遅滞なく、督促や代替サンプルの補充等、有効回収率の向上に係る対応策を講じること。

## 5 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善策を作成及び提出し、内閣府の承認を得たうえで改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施にあたり、内閣府に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- (1) 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- (2) 内閣府が、Ⅷ-1に示す報告やⅡ-1-(5)の納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかとなり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求める場合

## 6 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案(「調査票の記入の仕方」等)を内閣府に対して行うことができる。なお、民間事業者は、業務の改善提案に当たり、内閣府に対して必要な助言を求めることができる。

## 7 契約金額の支払いについて

### (1) 契約金額の支払いについて

契約金額の支払いについては、落札者の決定後、落札者と内閣府が協議を行い、契約金の支払額及び支払時期・回数を決定する。

内閣府は、Ⅷ-1の報告及びⅡ-1-(5)の納入物件に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。業務遂行後の確認ができない限り支払いは行わない。

### (2) 契約金額の精算払いについて

- ①本業務の契約金額のうち、調査票の返送に係る郵便料金については、各月の返送数が4,500世帯を下回った際には、年度ごとに精算を行うこととする。
- ②調査票の返送に係る郵便料金について、民間事業者が各月の支払実績報告書を翌月まで(各年度3月分については、当該月の最終営業日の2営業日前まで)に提出して内閣府の承認を受けることとし、当該年度の最終営業日までに内閣府が精算額を確定し、変更契約を行うこととする。なお、当該報告書には、支払金額を証明できる書類(郵便料金の支払いに伴う領収書等)を添付する。

## Ⅲ 契約期間

契約期間は、平成25年4月1日(契約締結後)から平成28年3月31日までとする。

(上記に係る予算措置については、平成25年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算示達がなされることを

条件とする。)

#### IV 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- 3 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 4 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 5 内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- 6 本実施事項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- 7 落札予定者を決定する技術等審査会の評価者として指名された外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- 8 単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記 1 から 7 までに定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、当該共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類提出期限までに提出すること。

#### V 民間競争入札に参加する者の募集

##### 1 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 入札公告        | 平成 24 年 12 月下旬頃 |
| (2) 入札説明会       | 平成 25 年 1 月中旬頃  |
| (3) 入札説明会後の質問期限 | 平成 25 年 1 月下旬頃  |
| (4) 入札書類提出期限    | 平成 25 年 2 月上旬頃  |
| (5) 入札書類の評価     | 平成 25 年 2 月中旬頃  |
| (6) 開札          | 平成 25 年 2 月下旬頃  |
| (7) 契約の締結       | 平成 25 年 4 月 1 日 |

##### 2 入札実施手続

###### (1) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出する。なお、企画書の項目が「評価項目一覧」のどの項目に該当するか判るようにすること。入札金額には、本業務に要する一切の経費の 105 分の 100

に相当する金額を記載することとする。また、法第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

## (2) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、VIで示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- ① 事業実施計画
- ② 事業実施体制
  - ア 実施体制・役割分担
  - イ 事業実績・資格
  - ウ 設備・環境
  - エ 研修
  - オ 情報セキュリティ対策
- ③ 個別業務の実施方法
  - Ⅱ-1 に示す工程ごとに記載すること。
- ④ その他（※加点項目審査のみ）

## (3) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、内閣府において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、内閣府に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び内閣府からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

## VI 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価者として、内閣府職員（5名）のほか外部有識者（1名）を指名する。

### 1 落札者決定に当たっての評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

#### (1) 必須項目審査

内閣府は、入札参加者が企画書に記載した内容を、下記の必須項目について満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、基礎点を与える。1つでも満たしていない場合は失格とする。なお、別紙1を参照のこと。

- ① 民間事業者における事業実施スケジュール
  - ・ 実施スケジュールは、Ⅱ-1 に示す業務内容を履行するための合理的なものになっているか。
  - ・ 実施スケジュールは、Ⅱ-3 に示す留意事項の要件を満たすための合理的なものになっているか。
- ② 民間事業者における事業実施体制
  - ア 実施体制・役割分担
    - ・ 本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立

されているか。

- ・ 調査員及び内閣府との緊急連絡体制が確立されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

イ 設備・環境

- ・ 調査票及び調査関係用品の整理及び保管体制を有しているか。
- ・ 本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット、パソコン等）が用意されているか。

ウ 情報セキュリティ対策

- ・ 情報セキュリティ対策は内閣府本府情報セキュリティポリシーを遵守しているか。
- ・ 情報セキュリティ対策が情報セキュリティを適切に確保するものとなっているか。

③ 個別業務の実施方法

【実査準備】

ア 調査員の確保・指導

- ・ 調査員の確保・指導の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。
- ・ 調査員の研修プログラムに、調査の概要や調査票の内容、統計調査における基本的事項及び守秘義務について含まれているか。

イ 調査関係用品の印刷

- ・ 調査関係用品の印刷の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

ウ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定

- ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

【実査】

エ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送

- ・ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

オ 調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送

- ・ 調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

カ 照会対応

- ・ 照会対応の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

【審査】

キ 調査票の審査、修正

- ・ 調査票の審査、修正の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

【集計】

ク 集計

- ・ 集計の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

(2) 加点項目審査

上記「(1) 必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるという観点から、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準に基づき各項目について0点から3点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計し、基礎点との合計点を技術点とする。なお、別紙1を

参照のこと。

＜表 審査基準＞

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

- ① 民間事業者における事業実施スケジュール
  - ・ 実施スケジュールについて、効率的に実施するための工夫がされているか。
- ② 民間事業者における事業実施体制
  - ア 実施体制・役割分担
    - ・ 統計調査に精通した責任者がいるか。
    - ・ 内閣府からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
  - イ 事業実績・資格
    - ・ 類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。
    - ・ 過去3年以内に郵送調査法による調査と、調査員が調査依頼を行う調査（ともに全国規模、客体数7,000世帯以上）を実施した実績はあるか。
    - ・ ISO9001 または ISO20252 の認証を受けているか。  
（実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点とする。）
  - ウ 情報セキュリティ対策
    - ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしているか。  
（実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は、認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点とする。）
    - ・ プライバシーマークを取得しているか。  
（民間事業者が取得しているかを評価する。この項目の得点配分は、取得していない：0点、取得している：3点とする。）
    - ・ 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。
- ③ 個別業務の実施方法
  - 【実査準備】
  - ア 調査員の確保・指導
    - ・ 調査員の確保・指導を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
    - ・ 調査員の指導に当たり、統計調査（調査事項）の特徴や特性が理解される工夫があるか。
  - イ 調査関係用品の印刷
    - ・ 調査関係用品の印刷を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
  - ウ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定
    - ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
  - 【実査】
  - エ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送
    - ・ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送を適正かつ確実に行うための工夫がされ

ているか。

- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

オ 調査票の督促、回収(郵送)、礼状及び謝礼の郵送

- ・ 調査票の督促を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ 礼状及び謝礼の郵送を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

カ 照会対応

- ・ 照会対応を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

#### 【審査】

キ 調査票の審査、修正

- ・ 調査票の審査、修正を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

#### 【集計】

ク 集計

- ・ 集計作業を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

④ その他

- ・ 調査結果の正確性を高めるため、II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、より効果的なものとなるような創意工夫が発揮された提案がされているか。
- ・ 業務を効率的に実施するための創意工夫がされているか。

## 2 落札方式及び得点配分

### (1) 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、下記「(2) 総合評価点の算出」によって得られた数値が最も高い者を落札予定者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価項目一覧(必須)」に記載されている項目を、すべて満たしていること。

### (2) 総合評価点の算出

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点とする。加点は各評価者の得点の算術平均とする。(200点満点)

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点の配点と価格点の配点は下記「(3) 得点配分」のとおりとする。

### (3) 得点配分

技術点	200点
価格点	100点

## 3 その他

- (1) 落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記「(2) 総合評価点の算出」によって得られた数値の最も高い1者を落札予定者として決定することがある。
- (2) 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない内閣府の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。
- (3) 内閣府は落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

#### **4 初回の入札で落札予定者が決定しなかった場合の取り扱い**

初回の入札で落札予定者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

#### **5 契約の締結後の措置**

契約の締結後、民間事業者の創意工夫により企画書において提案された内容を踏まえ、事業開始までに内閣府と十分に協議し、双方合意の下に業務内容の詳細を確定する。このとき、提案の採用の可否に起因する契約金額の増減は原則として行わない。

### **VII 消費動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示**

消費動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- 1 従来の実施に要した経費
- 2 従来の実施に要した人員
- 3 従来の実施に要した施設及び設備
- 4 従来の実施における目的の達成の程度
- 5 従来の実施方法

### **VIII 契約により民間事業者が講ずべき措置等**

#### **1 報告について**

II-4で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、以下の①～⑪について、定期的に内閣府に報告する。各々の提出様式及び定期的な提出時期については、①～④は毎月、⑤は年度当初及び調査員の補充を行った際、別添の様式によることとし、⑥～⑪は内閣府が民間事業者とあらかじめ協議の上決定する。その際、民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつ、件数や内容を的確に把握するとともに、時系列的な推移等、各工程の遂行の成果が明らかになるようにする。

また、内閣府は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- ① 調査世帯等問い合わせ等内容報告書（別添1）

- 調査世帯等からの照会内容及び対応状況についてとりまとめる。Ⅱ－１－（４）
- ① 調査員の確保・指導、⑥照会対応の確認に用いる。
  - ② 「内部検査報告書」（別添２）  
内容審査を行った「調査票」に基づき、集計対象とした世帯数を報告する。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導、⑦調査票の審査、修正の確認に用いる。
  - ③ 「調査票提出明細書」（別添３）  
内容審査を行った「調査票」に基づき、調査票の提出枚数をとりまとめる。Ⅱ－１－（４）④調査の依頼及び調査票の配布・郵送、⑦調査票の審査、修正の確認に用いる。
  - ④ 「調査状況監査結果」（別添４）  
集計結果を内閣府に提出する前までに、調査員による調査の依頼及び、調査票の配布等が不相当でないか確認した結果をとりまとめる。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導の確認に用いる。
  - ⑤ 調査員任命報告書（別添５）  
年度当初及び調査員の補充を行った際に任命状況について作成。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導の確認に用いる。
  - ⑥ 消費動向調査調査単位区世帯名簿の修正・更新・重複チェックの状況  
Ⅱ－１－（４）③世帯名簿の作成及び調査対象の選定の確認に用いる。
  - ⑦ 調査票の配布・回収（郵送）の状況  
Ⅱ－１－（４）⑤調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送の確認に用いる。
  - ⑧ 調査票の審査、修正・疑義照会の状況  
Ⅱ－１－（４）⑦調査票の審査、修正の確認に用いる。
  - ⑨ 入力データのチェックの状況  
Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導、⑥照会対応、⑦調査票の審査、修正の確認に用いる。
  - ⑩ 集計（統計表）のチェックの状況  
Ⅱ－１－（４）⑧集計の確認に用いる。
  - ⑪ 調査員訪問状況報告  
Ⅱ－１－（４）④調査の依頼及び調査票の配布の確認に用いる。

## 2 調査について

内閣府は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記１の報告や次の（１）、（２）によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。立ち入り検査をする内閣府の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### （１）民間事業者への電話（適宜）

内閣府から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを調査する。

### （２）調査世帯への電話（適宜）



内閣府から消費動向調査の調査世帯に電話し、直接質問することにより、調査票の配布等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調査する。

### 3 指示について

内閣府は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記2の調査結果等により必要があると認めたときは、法第27条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記に関わらず、内閣府は業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### 4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して内閣府が開示した情報等（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報（電話番号、性別、年齢など、調査の結果知り得た世帯に係る個人情報）を第三者に漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

具体的には、調査員は、業務上知り得た事項についていかなる理由があっても、また、民間事業者であるか否かを問わず、決して第三者に漏らしてはならない。これを確保するため、民間事業者は秘密保持に関する「誓約書」を調査員から徴する。

民間事業者においては、調査終了後に調査員が個人情報を使用・保管しないことを厳重に管理することとする。これを確保するために、契約締結の際には「誓約書」を提出する。また、集計で知り得た情報についても第三者に漏らしてはならない。集計で知り得た情報は、契約期間終了後は、消去及び解読不可能な状態にして破棄することとする。

### 5 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、内閣府が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる民間事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 6 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

#### (1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、Ⅱ-1-(1)に定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときには、あらかじめ、内閣府の承認を受けなければならない。

#### (2) 公正な取り扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- ② 民間事業者は、調査客体の取り扱いについて、自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

### (3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えること（所定の謝礼品を除く）をしてはならない。

### (4) 宣伝行為の禁止

① 民間事業者及び本業務に従事する者は、「消費動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受託業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が消費動向調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

### (5) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

### (6) 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度ごとに翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、内閣府にその旨を報告しなければならない。

### (7) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

### (8) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ内閣府の承認を受けなければならない。

### (9) 再委託

① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で内閣府の承認を受けなければならない。

④ 民間事業者は上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が内閣府に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「4 秘密の保持」及び本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 上記①から④までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

### (10) 請負内容の変更

民間事業者及び内閣府は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

#### (11) 契約の解除等

内閣府は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ② 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### (12) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と内閣府とが協議するものとする。

### IX 第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- 1 内閣府が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者の対する賠償を行ったときは、内閣府は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は内閣府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

### X 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

#### 1 実施状況に関する調査の時期

内閣府は、内閣総理大臣が評価（平成 27 年 5 月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成 25 年度から平成 26 年度の各年度末時点における状況を調査するものとする。

#### 2 調査の実施方法

内閣府は、民間事業者に対し、Ⅷ－1 の報告等を基に、下記 3 の調査項目について必要な調査を行い、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価するとともに、調査・工程ごとに業務が適確かつ効果的に実施されたかを定性的に評価する。

#### 3 調査項目

- ・ Ⅷ－1 に掲げる項目
- ・ 実際に本業務の実施に要した人員及び経費

#### 4 内閣府は、上記調査に際して、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

#### 5 内閣府は上記調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、X の 1 の評価を行うために、平成 27 年 4 月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監視委員会に提出するものとする。なお、内閣府は、本業務の実施状況等を提出するに当たり外部有識者の意見を聴くものとする。

### XI その他の実施に関し必要な事項

## 1 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

2 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

3 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

（1）Ⅷ－1 による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はⅧ－2 による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）正当な理由なく、Ⅷ－3 による指示に違反した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 3 の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記 3 の刑を科されることとなる。

## 5 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

内閣府は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

## 6 内閣府の監督体制

（1）本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

（2）本業務の実施状況に係る監督は、Ⅷ－2 により行うこととする。

## 7 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。